

奈良県における取組



「空き家対策総合支援事業」において、空家特措法第14条第9項に基づく行政代執行を行う場合の除却費等を補助対象に追加いただきました。

1. 奈良県空き家対策連絡会議における取り組み

○ 平成28年11月8日に、県及び市町村による奈良県空き家対策連絡会議を設置し、**県は**空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「空家特措法」という)に基づく措置等を行う**市町村を支援**。

- ・ 空き家問題への対応策等について情報交換、協議及び検討等を実施。
- ・ 空家等対策計画の手引き、及び、特定空家等の判断基準を作成。
- ・ 弁護士、司法書士などによる研修、空き家対策先進事例の紹介などを通し、市町村職員の対応能力向上等を支援。

＜空家特措法に係る県内の実施状況＞（R2.3.31時点）

- ・ 空家等対策計画を策定済の市町村：31／39市町村(79.5%策定済)
- ・ 特定空家等に係る措置の実績：8／39市町村で実施

(このうち令和元年度には、桜井市において空家特措法第14条第9項に基づく行政代執行を1件、川西町において空家特措法第14条第10項に基づく略式代執行を1件実施)

2. 特定空家等の除却に係る課題

○ 空家特措法第14条第9項又は第10項に基づく行政代執行等の対象となる**特定空家等**については、そもそも宅地としては条件の悪い土地に建設されているものも多く、斜面地である、前面道路幅員が狭小である、など**除却工事が難しいものが多い**。

○ さらに、倒壊の危険性があるものなど、除却工事にあたって周囲等への配慮が通常以上に必要なものも多く、**除却費が多額**となる。

○ また、家財道具などが存置されている空き家も多く、**除却工事に先立ち多額の処分費が必要**となる場合もある。

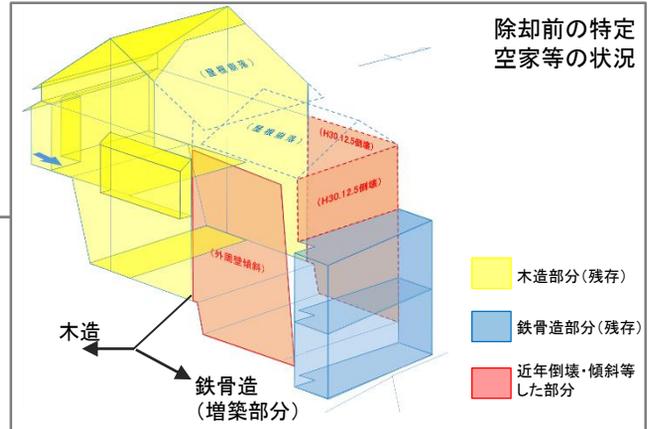
< 奈良県桜井市の事例(空家特措法に基づく行政代執行を実施) >

- ・敷地は斜面地、前面道路も階段部分が存在し車の進入ができない
- ・隣接建築物に壁の一部がもたれ掛かっている他、隣地に崩落の恐れがある
- ・屋根が崩落している部分も多く、いつ崩落するかわからない

■ 実除却工事費 約8,500千円

■ 国庫補助対象事業費 約5,600千円 (国庫補助額 約2,800千円)

(国庫補助については、補助を受けたと仮定した場合の金額)



国にお願いすること

空き家対策に係る支援の拡充

○ 特定空家等の除却を行う場合等に係る支援の拡充

空家特措法に基づく行政代執行・略式代執行により市町村が空き家の除却等を行う場合や、特定空家等の除却費を市町村が補助する場合の国庫補助対象事業費について、「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」に規定する除却工事費(※)に加え、**現地の状況に応じた加算等を可能とするほか、残存物品の処理費についても対象とする**など、拡充いただきたい。

(※令和2年度の除却工事費 木造：27,000円/㎡、非木造：39,000円/㎡)